

高額療養費申請方法の変更

令和3年4月から

国民健康保険高額療養費の申請方法が4月通知分から変更になりました。

申請方法

- 令和3年4月以降に届いた通知
同封の申請書に必要事項を記入し、持参または郵送で申請
※領収書の添付が不要になりました。
※申請は1回のみで、2回目以降の申請は不要です。
- 令和3年3月以前に届いた通知
次の書類をそろえて住民課国保年金係まで申請
 - ・通知書
 - ・通帳(初回・変更がある場合のみ)
 - ・通知書に記載がある医療費のすべての領収書



高額療養費…1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合に、その超えた分が「高額療養費」として支給されます。

対象になった場合

町で発行した国民健康保険証を使い、高額療養費の対象となった方は、受診月のおおむね3カ月後に申請書などを郵送しています。

国保加入者の傷病手当金適用期間延長

国民健康保険加入者の、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間が延長されました。なお、傷病手当金の申請は一定の要件を満たした場合に限ります。

適用期間 令和2年1月1日～令和3年9月30日までの間
※ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで

対象者(①～③すべてに該当する方)

- ①国民健康保険被保険者
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われ勤務ができなかった方
※医療機関の証明・事業主の証明が必要になります。

申請方法 住民課国保年金係 ☎76-5405 までご連絡ください。申請用紙を郵送します。
また、町ホームページからも、申請書類がダウンロードできます。



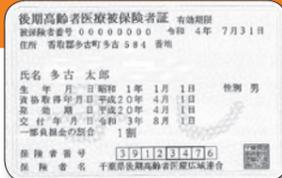
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

●コロナ禍による保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の条件を満たした場合、保険料の一部が減額されます。

●傷病手当金の支給

後期高齢者医療の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のために仕事をすることができなくなり、給与などの全部または一部を受けとることができなくなった方で、一定の条件を満たした場合、傷病手当金が支給されます。



どちらも申請が必要です。

ご自身が減免の対象、支給の対象になるかについては住民課国保年金係までお問い合わせください。

申請・お問合せ●住民課国保年金係 ☎76-5405 (〒289-2292 多古町多古 584 番地)

地震などの災害に備えましょう

1万円まで町が負担します!



家具の転倒による被害を防ぐため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の住民税が非課税の世帯

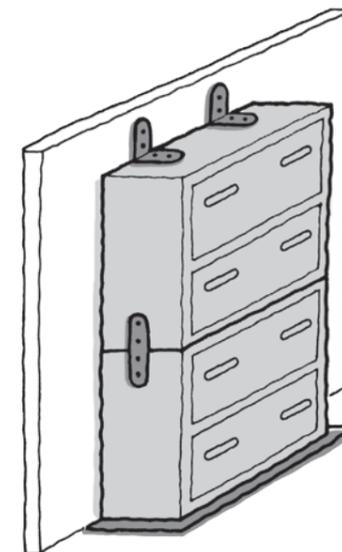
- ① 65歳以上の方で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の方と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者保健福祉手帳1級の方」です。

●工事方法および限度額

町が業者委託により取付工事を行います。

1世帯1回限りで、取付工事費に対して1万円までを限度に町が負担します。



お問合せ●総務課交通防災係 ☎76-2611

マイナンバーカードが 夜間・休日にも受け取れます!

平日に来庁できない方を対象に、夜間や休日にマイナンバーカードの交付を行います。なお、夜間・休日窓口は混雑を避けるため、事前の電話予約制とさせていただきます。

●窓口開設日時

開設日	開設時間	予約受付期限
8月5日(木)	午後5時30分～7時30分	8月5日(木)正午まで
8月19日(木)	午後5時30分～7時30分	8月19日(木)正午まで
8月29日(日)	午前9時～午後5時	8月27日(金)午後5時15分まで

●予約

【予約方法】 住民課住民係へ電話予約
【予約受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

※交付手続きに必要なものは、予約時のお電話にてご説明します。
※予約受付数に限りがありますので、お早めにご予約ください。



お問合せ●住民課住民係 ☎76-5401